

淀川水系河川整備計画に基づく 事業等の進捗点検結果説明資料

(利 用)

平成25年5月13日

近畿地方整備局

点検項目	川らしい利用の促進
観 点	陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(川らしい河川敷利用)
指 標	河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

利 用 <河川保全利用委員会>

<施策の概要>

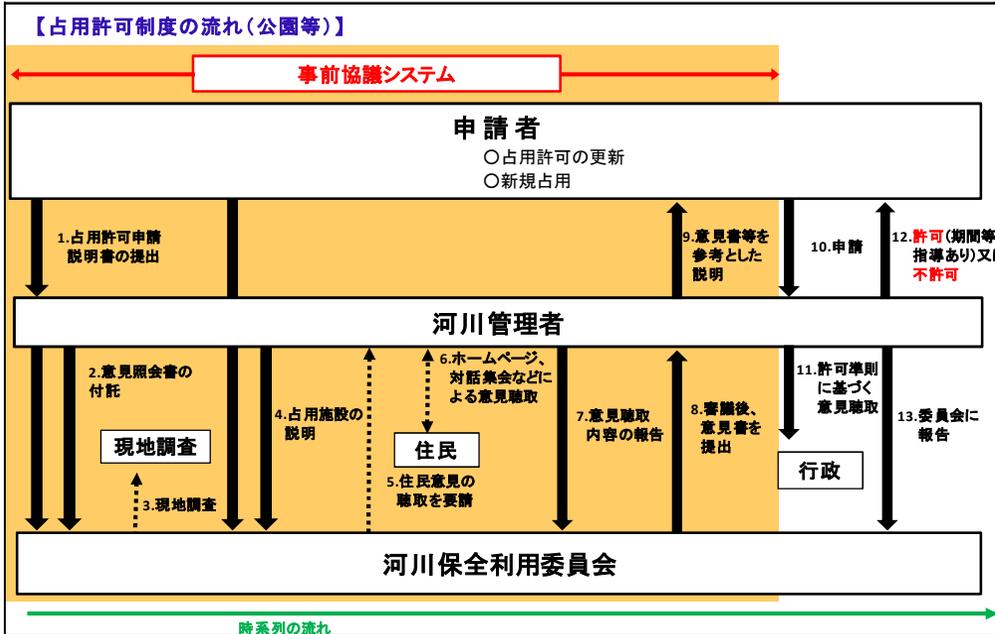
河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

河川保全利用委員会とは

河川利用保全委員会とは、淀川水系各河川事務所直轄管理区間において、周辺環境及び地域特性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対し意見を述べることを目的として、河川管理者が設置するものである。



占有施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占有許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。



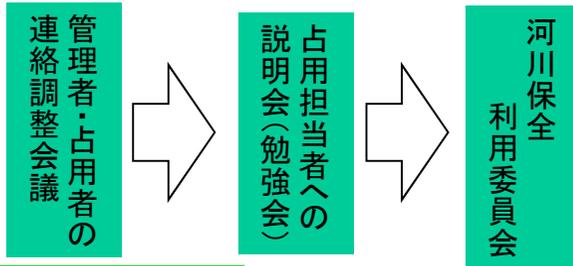
河川保全利用委員会 (猪名川)

利用 <河川保全利用委員会>

保全利用委員会の進め方

淀川管内河川保全利用委員会は、淀川水系淀川・宇治川・桂川・木津川において、周辺環境および地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設および更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とし、平成16年度から開催している。

近年では、審議・報告対象となる占有物についても、占有期限を迎え、更新作業として再度審議を行っていくため、淀川管内では、審議の効率化を図るため各自治体の占有者への勉強会やチェックリストの試行を実施している。

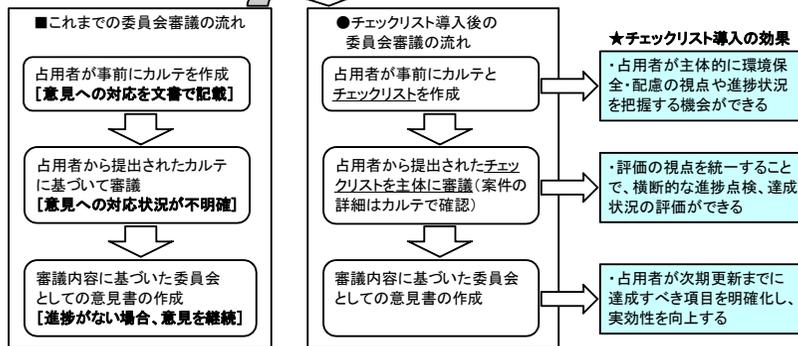


チェックリストの試行

淀川管内河川保全利用委員会では、占有案件の個別評価と審議のための占有施設説明書(カルテ)等が整えられ、一定のルールに基づく審議が毎年度実施できるようになっているが、河川保全利用における環境保全・配慮の観点での占有者・利用者の取り組みに進捗が認められる占有案件は少なく、各占有者による実効性ある取り組みを促すため、「評価チェックリスト」を作成した。

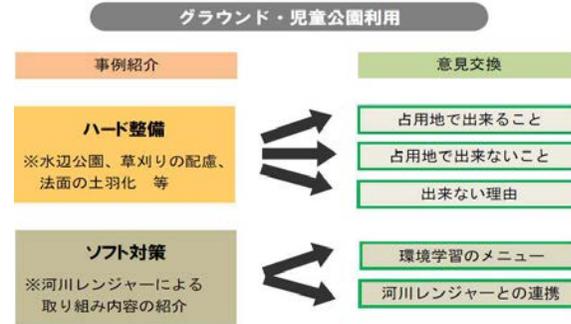
占有者が自ら占有施設とその周辺の環境特性や保全状況、配慮した取り組みの進捗状況等をチェックリストで評価することで主体性を高め、河川環境の保全、川らしい利用の推進に向けてより実効性の高い取り組みを促進する。

チェックリストの導入



占有者への勉強会の開催

淀川河川事務所では平成20年度から、自治体等の占有申請の担当者に対して、勉強会を実施しており、自然環境の保全に配慮するような取り組みについての説明や河川レンジャーによる講義、ワーキングによる意見交換等を実施し、占有申請の担当者のスキルアップを図っている。



説明会(勉強会)における事例紹介と意見交換のイメージ



●河川保全利用チェックリスト(占有地 名称:)

No	確認の視点	確認事項	評価区分	申請者による確認		河川管理者の意見	委員会の意見
				評価欄	評価理由・根拠		
1	占有の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	確認・把握する事項	H23年度予定			占有者の記載内容を河川管理者の目で確認、相違がないかなどを確認の上、必要に応じてコメント
2	避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等						
3	堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか						
4	川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水際部の占有面積を縮小・グラウンドを親水公園に変更・河川敷内で場所移動 等						委員会審議の中で出た意見等を記入する
5	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか	確認の視点(大項目)				占有者が左記の評価区分に従って、評価(○・△・×)および評価理由を記載
6		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか					
7		利用状況は占有目的に合致しているか					
8	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境に配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	確認事項に対する評価の区分				

利 用 <河川保全利用委員会>

河川保全利用委員会の取り組みの事例

グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設の縮小は、施設の利用実態等から進捗には時間を要するのが実態であるが、河川保全利用委員会の取り組みの一例として以下のものがある。

事例① 本来の目的は緑地であるにもかかわらず、長年野球場として利用されていた。保全利用委員会の審議を前にして、占有者が積極的に是正に取り組み、環境に配慮した緑地として再生された。

是正前



是正後



猪名川軍行橋東詰上流 (8.0k付近)

事例② 河川保全利用委員会から「多目的広場の代替地の確保又は縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。」の意見を受け、占有者が縮小に取り組み、十分に利用されていない「緑地広場」は返還され、占有規模が縮小されている。

◆**占有面積** <変更前> 17,268.6㎡ → <変更後> 8,344.4㎡ (8,924.2㎡減)

占有規模縮小前

占有規模縮小後



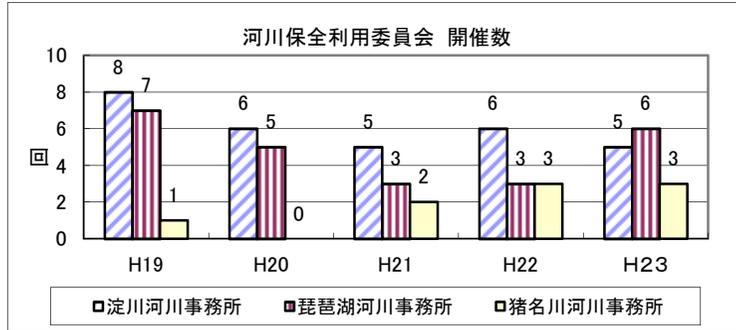
野洲川天満大橋上流右岸 (1.5k付近)

河川保全利用委員会の進捗状況

河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

平成23年度は、計14回開催した。公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。

・住民と行政が話し合い、情報を共有して対応することが大事である。河川保全利用委員会が少しでも情報共有の場になればよいと思う。



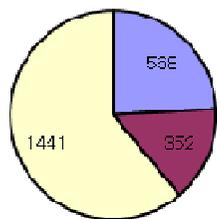
その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。

・淀川河川公園の整備済面積は平成19年-平成23年では拡大しておらず、平成23年時点の整備率は18.6%である。

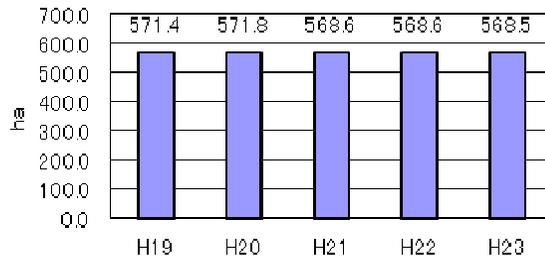
・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて淀川水系で17,052千人(平成21年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。

・高水敷の形態は平成19年-平成23年では大きく変化していない。平成23年時点の利用状況と占有面積の経年変化を以下に示す。

高水敷利用面積(H23) 単位:ha



占有面積



点検結果

川らしい河川敷利用に向けて、河川保全利用委員会の意見を踏まえて、引き続き取り組みを進めていくものとする。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。

点検項目	憩い、安らげる河川の整備
観 点	憩い、安らげる河川の整備状況
指 標	バリアフリー化の内容・実施箇所数 水辺の整備内容 小径(散策路)の整備内容・延長

利 用 <バリアフリー>

<施策の概要>

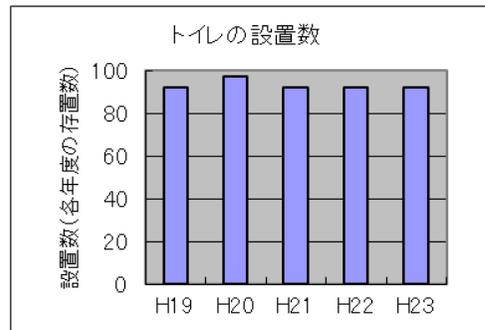
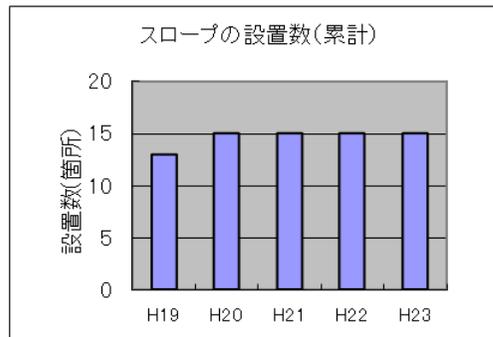
憩い・安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには地元自治体と連携して、最低限必要な施設（散策路、スロープ、トイレ等）の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。

【観点】憩い・安らげる河川の整備状況 [指標] バリアフリー化の内容・実施箇所数
[指標] 水辺の整備内容
[指標] 小径（散策路）の整備内容・延長

バリアフリー化の内容・実施箇所数

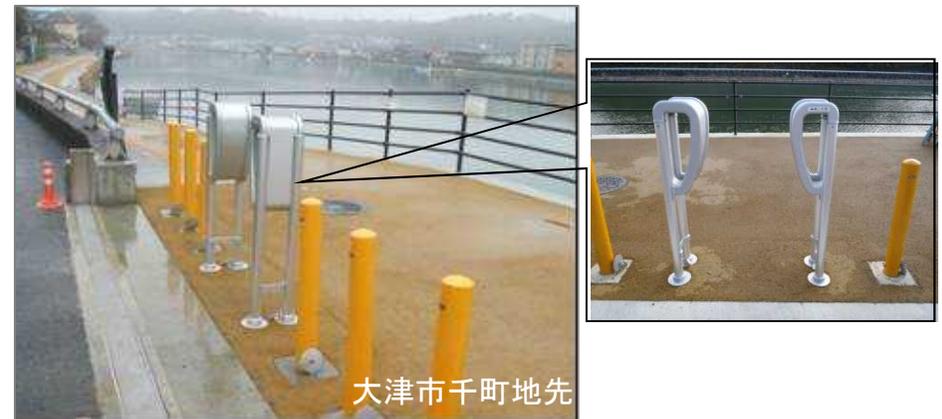
憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成23年度までに整備を実施してきたスロープ及びトイレの設置数の累計を以下に示す。

平成23年度はスロープの新規設置は行っておらず、設置数の変化はない。また、トイレの存置数は前年度と同数となっている。



点検結果

川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、スロープを15箇所設置しているが、平成21年度から平成23年度は進捗していない。今後も河川を安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては、構造・設置方法について検討のうえ実施する。



●ゲートの効果

構造的にバイクの進入を防止でき、車いすは通行できる車止めを設置したことにより、バイクの進入を防止できた。

利用 <水辺の整備内容>

水辺の楽校

水辺の楽校とは自然の状態を極力保全、あるいは瀬や淵、せせらぎ等の自然環境を創出するとともにアクセス改善のための緩傾斜河岸の整備等を通じ、環境学習や自然体験活動を行える安全な水辺を整備するものである。

木津川の恵まれた自然と道の駅に隣接する立地条件を活かし、子供の安全な環境学習や川遊びの場を提供するとともに、散策路（河川管理用通路）を設け、道の駅に訪れる観光客や周辺住民の憩いの場として三本松地区水辺の楽校を整備した。

また、自然の状態を出来るだけ保全、あるいは再現しながら、子ども達が自然と出会うより安全な水辺をつくり、地域の水辺を環境学習の場、自然体験の場、遊びの場などとして活用していくこととして笠置地区水辺の楽校を整備した。

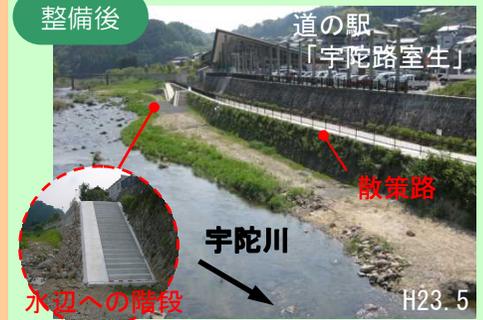


三本松地区水辺の楽校

整備前



整備後



川岸の整備や水辺への階段の設置により安全性、利便性が向上し、「子どもの水辺サポートセンター」の支援により、環境学習や川遊びの場としての利用が促進されている。また、道の駅と連続した散策路の整備により、訪れる観光客や周辺住民の憩いの場を創出している。

笠置地区水辺の楽校

整備前



整備後



水辺への階段や坂路の設置、河岸の整備により安全性、利便性が向上し、「子どもの水辺サポートセンター」の支援により、環境学習やカヌー利用が促進されている。また、恵まれた自然環境や景観を生かす散策路の整備により、周辺住民の憩いの場を創出している。

水辺の整備の進捗状況

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
三本松地区水辺の楽校	測量	設計		施工			
笠置地区水辺の楽校			測量	設計	施工		

点検結果

人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められている。今後も、引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。

小径(散策路)の整備

琵琶湖・淀川流域圏において、広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について関係機関と調整を図り、小径(散策路)の整備を推進していく。

●瀬田川の事例

瀬田川沿川には、豊かな自然や、石山寺、瀬田の唐橋、南郷温泉といった観光資源が多く存在している。これらの観光資源を活用し瀬田川に沿って展開する大津市南部地域の観光軸の強化と瀬田川沿いに連なる周遊空間を連続的に移動できる散策路整備を大津市が地域活性化の重要施策として位置付けている「かわまちづくり」(地域と連携した川づくりに係る事業)により大津市と連携し、災害時の代替交通路にも利用できる管理用通路として整備する。また、散策路整備にともない環境護岸を整備し、瀬田川の水辺環境の向上を図る。

平成25年度は未整備箇所である宇治発電所取水路において、管理用通路の橋梁の桁架設を行い、平成26年度完成を目指す。これにより、瀬田の唐橋から瀬田川洗堰のループ区間の整備が完了する。



利 用 <小径(散策路)整備内容・延長>

小径(散策路)整備の進捗状況

歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。



小径の整備イメージ

全体計画96.7kmのうち、宇治川の左岸37.2~39.2k等や瀬田川の右岸70.6k~71.3k等で整備を進めてきた。

この結果として、平成23年度までに小径(散策路)の整備延長として10.31kmを達成した。



大津市千町地先
整備前

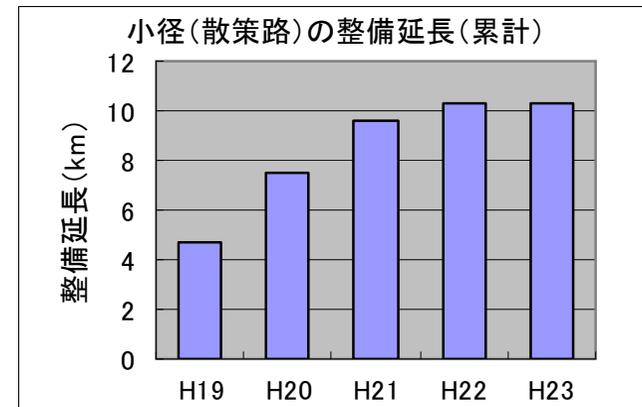


整備後

点検結果

小径(散策路)の整備は、平成21年度は2.1km、平成22年度は0.7km、平成23年度は0.05km実施し、平成23年度末までに10.31kmが整備され、水辺を散策する人々の姿が多く見られるようになった。

今後とも、各整備箇所の特性を考慮した整備内容を検討しつつ、整備の推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について関係機関と調整を図り、利用者の視点にたった活用促進方策について検討していく。



地域との連携



大津市黒津地先